

○教員活動自己点検に関する実施要項

平成23年 3月24日

改正 平成25年 4月25日

平成27年 2月16日

平成28年 6月16日

平成29年 3月 9日

令和 2年 2月27日

令和 3年 3月 4日

令和 4年 1月13日

(趣旨)

第1条 この要項は、大学評価に関する規程第4条第2項に基づき、各教員が行っている教育研究活動等の状況を自己点検（以下「教員活動自己点検」という。）するために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教員活動自己点検は、次の各号に掲げる目標を達成するために実施する。

- (1) 各教員が自己の活動を点検し、教育研究その他諸活動の維持、改善及び向上を図る。
- (2) 前号の取組を通して、本学の教育研究活動を活性化し、高等教育機関としての教育研究の質を保証する。
- (3) 教員活動自己点検の結果をデータベース化し、情報共有及び課題解決に活用する。

(対象者)

第3条 教員活動自己点検の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学校法人龍谷大学就業規則第2条に定める専任の教育職員
- (2) 特別任用教員
- (3) 先端理工学部の任期を定めた助教及び助手
- (4) 農学部に所属するラボラトリー専門助手
- (5) 農学部に所属する農場専門技術助手
- (6) 農学部に所属する管理栄養士養成課程助手
- (7) 龍谷ミュージアムに所属する教育職員

(対象領域)

第4条 教員活動自己点検の対象領域は、次の各号に掲げるものとする。ただし、対象者の所属長が、職名・身分によって該当しない領域があると判断する場合は、当該領域を対象から除くことができる。

- (1) 教育
- (2) 研究

- (3) 社会貢献
  - (4) 大学管理運営
- (対象期間)

第5条 教員活動自己点検の対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育 当該年度1年間
  - (2) 研究 当該年度を含む過去5年間
  - (3) 社会貢献 当該年度1年間
  - (4) 大学管理運営 当該年度1年間
- (点検の実施)

第6条 教員活動自己点検は、毎年度実施する。

- 2 各教員は、当該年度始めに、教員活動自己点検システム（以下「自己点検システム」という。）に自身の教育、研究、社会貢献活動及び大学管理運営に関して必要事項を入力する。
- 3 各教員は、当該年度末までに、自己点検システムに自身の活動状況を入力する。
- 4 各学部教務課等は、所属するすべての教員が入力を完了したことを確認し、入力確定処理を行う。

(点検結果の活用)

第7条 教員活動自己点検の結果の活用方策は、全学的に定める教員活動自己点検点検結果の活用に関するガイドラインに則り、各学部、大学院各研究科、教養教育センター、各学部共通コース及び教職センター並びに短期大学部が定める。

(点検の免除)

第8条 対象者の所属長は、研究期間、育児休業等の特別な事情があると判断した者については、教員活動自己点検の実施を免除することができる。

(事務)

第9条 教員活動自己点検に関する事務は、大学評価支援室が行う。

付 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月25日第1条、第3条、第6条、第7条改正）

この要項は、平成25年4月25日から施行する。

付 則（平成27年2月16日第1条、第3条、第4条、第7条、第8条改正）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月16日第3条改正）

この要項は、制定日（平成28年6月16日）から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則（平成29年3月9日第3条改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和2年2月27日第3条改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月4日第3条改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年1月13日第7条改正）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。